

宮城県防災会議規程 新旧対照表(案)

頁	改正後(新)	改正前(旧)	備考
1	<p>第1条 趣旨 (略)</p> <p>第2条 会議の招集等 1～3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、書面により開催することができる。</p> <p>第3条 会長の職務代理 (略)</p> <p>第4条 定足数 (略) 1～2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、書面による開催の場合に準用する。</p> <p>第5条 会議録 (略)</p> <p>第6条 部会 (略)</p>	<p>第1条 趣旨 (略)</p> <p>第2条 会議の招集等 1～3 (略)</p> <hr/> <p>第3条 会長の職務代理 (略)</p> <p>第4条 定足数 (略) 1～2 (略)</p> <hr/> <p>第5条 会議録 (略)</p> <p>第6条 部会 (略)</p>	
2	<p>第7条 部会の運営 (略)</p> <p>第8条 幹事会議 (略)</p> <p>第9条 専決処分 (略)</p> <p>第10条 委任 (略)</p>	<p>第7条 部会の運営 (略)</p> <p>第8条 幹事会議 (略)</p> <p>第9条 専決処分 (略)</p> <p>第10条 委任 (略)</p>	

附 則

この要綱は、令和●年●月●日から施行する。